

令和2年6月23日

▼タイトル

市職員の懲戒処分について

下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので資料提供します。

記

- 1 当事者 消防本部通信指令課 主監 男性 54歳
- 2 処分年月日 令和2年6月23日
- 3 処分の内容 戒告
- 4 事実の概要
当事者が、令和2年3月10日（火）午前7時55分頃、私用車で公共施設の駐車場へ進入するため右折しようとした際、対向車線を走行してきた軽トラックと衝突した人身事故事案。
- 5 処分の理由
今回の事案は、右折進行するに当たり、対向車線の有無およびその安全を確認して右折進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、対向車線を走行してきた軽トラックと衝突し、相手方に加療約6か月間を要する右膝蓋骨開放骨折等の傷害を負わせた。
このことは、地方公務員法第29条第1項第3号の規定に違反。
- 6 再発防止に向けての取り組み
今後につきましては、改めて職員の交通安全、コンプライアンスを徹底し、再発防止に努めるとともに、公務員としての自覚を促し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

▼問い合わせ先

- 所 属： 消防本部 消防総務課
- 電話 番号： 0740（22）5401